令和８年４月１日

佐渡市島留学生規則

佐渡市

規則概要

この規則は、島留学生が快適かつ安全に生活できることを目的に定めたものです。秩序ある快適な島留学生活のために本規則を熟読し、厳守してください。規則に違反し、他の島留学生や寮母・島親など関係者に著しく迷惑を及ぼした場合、または迷惑を及ぼすおそれがあると判断された場合には、損害賠償や退去処分などの措置を講じる場合があります。以上を踏まえ、規則を熟読し、理解しておいてください。

関係者名称

寮　　母　：はもち住宅の食事係、民間施設の責任者
島　　親　：ホームステイ型で島留学生を受け入れる下宿先のオーナー
コーディネーター：生徒のサポートを担う民間団体（地域サポーター含む）
関係者グループ　：島留学生本人・島留学生保護者・寮母または島親・コーディネーター・市職員を含む SNS 連絡ツールのグループ

求める生徒像

島留学生には、以下の点を重視して、意欲的な学校生活を送り、親元から離れ、自立した生活を送ることを求めます。

自立した生活

１．生活習慣の自立
- ⑴ 共同生活や学校生活を規則正しく送るため、適切な時間設定をし、起床・食事・就寝を行うこと。
- ⑵ 健康状態に気を配り、体調不良時に自ら適切な処置ができること。
- ⑶ 部屋を清潔に保ち、自身の身だしなみを整えること。
- ⑷ 授業、地域活動、ミーティングなどの様々な場面で時間を守ること。

２．共同生活への適応力
- ⑴ 規則を厳守すること。
- ⑵ 他の寮生や下宿生、寮母や島親、コーディネーターなど関係者と積極的にコミュニケーションをとること。

声掛け・改善措置

下記のいずれかに該当する場合は生徒への声掛けを行い、改善が見られない場合は自宅への引き渡しを行います。それでも改善が見られない場合、退去を含む処分を行う可能性があります。

１．日々の生活における声掛け

⑴ 月に 3 回以上、学校へ遅刻した場合（特に寝坊や生活習慣の乱れによる体調不良を含む）。
⑵ 月に 3 回以上、関係者グループへの連絡なく学校に遅刻・欠席した場合（体調不良も同様）。
⑶ 月に 3 回以上、関係者グループへの連絡なく食事を摂らなかった場合。
⑷ 住居内及び居室内で破損などの行為があった場合。

２．家庭への強制引き渡し

上記１の声掛け後、以下の状態が続いた場合は自宅に引き渡します。最短で 1 週間は自宅に戻り、生活習慣の改善やコミュニケーションの在り方について家庭での指導を受けてください。また、必要に応じて医療機関の受診を受けてください。

⑴ 体調不良以外の事由での遅刻・欠席が続いた場合。
⑵ 関係者グループへの連絡なく学校の遅刻・欠席が続いた場合。
⑶ 連絡なく食事を摂らないことが続いた場合。
⑷ 学校における特別指導等の指導期間中（自宅謹慎、自宅待機など）。
⑸ 心身の不調などでの長期通院・入院が必要と判断された場合。
⑹ 自傷行為・希死念慮などがあり生命の危険があると判断された場合。

３．指導を経ることなく即退去処分と判断する場合

以下の行為があった場合は、指導を行わず即退去とします。

⑴ 飲酒・喫煙など法律に違反する行為があった場合。
⑵ 男子生徒の女子居室への侵入、女子生徒の男子居室への侵入があった場合。
⑶ 暴力行為（いじめ、威圧、金銭強要等）があった場合。
⑷ 学校での必要単位の不足により留年が決まった場合。

居室・所持品・服装

⑴ 居室内や備品の清掃は、各自責任をもって行い、清潔を保つこと。
⑵ 島留学生の故意、過失または通常とは異なる使用による居室内の破損・汚損については、退去時に現状回復請求の対象となる可能性がある。

⑶ 管理上必要がある場合は、事前に連絡の上、コーディネーターまたは市職員が居室内に立ち入ることがある。なお、緊急時には事前連絡なく立ち入ることがあり、その場合は立ち入り後に報告を行う。
⑷ 火器を使用する場合は、安全に留意し、けがや事故のないようにすること。
⑸ 夜間 21 時 00 分以降は近隣の迷惑にならないよう静かにすること（テレビや携帯電話の音量及び深夜の入浴には十分注意する）。
⑹ 島留学生活に不適当なものは持ち込まないこと。
⑺ 居室の施錠はきちんと行い、所持品等、自己管理を徹底すること。
⑻ 危険防止等、やむを得ない事情が生じた場合、所持品検査を行うことがある。

禁止事項

⑴ 他者との鍵の貸借は一切禁止する。鍵は島留学生本人のみが所持し、居室を第三者に使用させることも固く禁止する。
⑵ 鍵の複製は一切禁止する。紛失した場合は直ちに管理者へ報告すること。
⑶ 動物の飼育及び持ち込みは原則禁止する。
⑷ 学生同士や寮母、島親、コーディネーターなど関係者間での物品の売買や勧誘行為は禁止する。
⑸ 学生同士や寮母、島親、コーディネーターなど関係者間での金銭・金券等の授受・貸借を禁止する。
⑹ 公共規則及び社会的ルールに反する行為は禁止する。
⑺ 門限時間の 20 時 00 以降からの外出は原則禁止する。

登校・帰寮・外出

⑴ 登校及び外出時（住宅内外を問わず）、居室は必ず施錠すること。
⑵ 余裕を持って登校し、遅刻をしないようにすること。
⑶ 登校・外出の際は、電気スイッチや水道蛇口を必ず確認すること。
⑷ 門限は 20 時 00 分とする。万が一、部活動等で門限に間に合わない場合は、必ず事前に関係者グループへ報告すること。

病気・事故・欠席・早退

⑴ 病気や事故があった場合は、直ちにコーディネーターまたは島親へ報告すること。
⑵ 欠席・遅刻の際も必ず関係者グループへ報告すること。なお、学校への連絡は学校連絡の仕方に沿って行うこととする。
⑶ 病気等で早退する場合は、学級担任及び養護教諭の指示を受けた後、帰宅後、関係者グループへ直ちに報告すること。

食事

⑴ 食事は平日、朝 7 時 00 分、夜 19 時 00 分を目安に提供する。ただし、民間事業者等が所有する施設については管理施設の規定に合わせること。
⑵ 万が一、部活動等で提供時間に間に合わない場合は必ず関係者グループへ報告すること。
⑶ 食事マナーを守り、後片付けをしっかり行うこと。

外泊・帰省

⑴ 外泊は原則不可。自宅（保護者宅）及び学校行事（合宿・部活動遠征等）のみとする。
⑵ 外泊の際は、緊急連絡を伝える必要があるため、必ず事前に関係者グループへ報告すること。

外部からの訪問客

⑴ 外部からの訪問客は居室への入室を禁止し、居間等オープンスペースでの面会とする。訪問客は島留学生と同性の者のみとする（高等学校教職員、佐渡市役所職員、食事提供者、保護者及び家族、入居・退去の荷物搬出入の際を除く）。面会の際は事前にコーディネーターまたは島親へ報告し、島留学生本人の立ち合いのもと訪問・退去すること。
⑵ 訪問者の訪問・退去は他の寮生・下宿生に迷惑がかからないよう十分注意すること。なお、島留学生の保護者や家族を含む訪問客の宿泊は原則できません。

住宅内の利用

⑴ 居室内のゴミはルールに従い、可燃物・不燃物等に分別して指定日に所定の場所へ出すこと。
⑵ 共用スペース（台所、浴室、トイレなど）は定期的に清掃し、きれいに使用するよう心がけること。
⑶ 住宅内の設備・備品は大切に取り扱い、許可なく移動させたり、目的以外の用途に使用しないこと。万が一、住宅内の設備・備品を破損した場合は、直ちに関係者グループへ報告すること。

学習時間の確保

⑴ 島留学生活では学習時間を適切に確保し、学校への宿題や課題の提出を怠らないよう留意するとともに、試験等に備えた学習習慣を身につけるよう心がけること。
⑵ 留年の可能性が発覚した場合、島留学の継続にも影響があることから、成績情報を佐渡市にも共有させていただく場合があります。

その他

⑴ 住宅内およびその周辺では良識に従った行動をするよう留意すること。

⑵ この規則は、諸般の事情により改訂することがあります。

⑶ 下宿住居内のルールについては、島親や民間の管理者とよく協議のうえ決定すること。